

旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和5年6月12日

旭川市長 今津寛介

1 契約担当部局

〒070-0036 旭川市6条通8丁目セントラル旭川ビル6階

旭川市教育委員会学校教育部学校施設課

電話 0166-25-9709

FAX 0166-24-7011

e-mail gakkoshisetsu@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名

旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務

(2) 業務内容

市内小学校45校、中学校26校（うち併置校3校）の照明LED化に伴うESCO事業を実施する。

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和22年3月31日まで（予定）

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 参加希望者の役割について

参加希望者は、次の役割を全て担うこと。

ア 事業役割

本市の対応窓口となり、契約等諸手続を行い、本事業遂行の責を負うこと。

イ 設計役割

設計・計画・監理に関する業務を実施すること。

ウ 施工役割

施工に関する業務を実施すること。

エ その他役割

設備の維持管理、効果の計測・検証、金融、ESCO設備の供給に関する業務を実施すること。

(2) 参加希望者の主体について

- ア 本事業を十分に遂行する能力を有すると認められる単独事業者あるいはグループ（複数の事業者の共同体）（以下「グループ」という。）とすること。
- イ グループで参加を希望する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との対応窓口となり、本事業の遂行の責を負うものとする。
- ウ 事業役割を担う代表者は、参加希望を含むそれ以降の本事業提案に係る諸手続及び契約等に係る諸手続を行うこと。
- エ 本事業提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本市と協議したうえで合意を得ること。
- オ グループで参加を希望する場合は、本市に対して連帯して責任を負うこと。構成員のいずれかが契約期間中において、破産または解散した場合、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を遂行すること。ただし、本市と協議の上、本市が認めた場合に限り、構成員の追加・変更ができるものとする。その際、追加・変更する構成員は、本募集要領に定めた条件を満たすこと。
- カ 参加希望者は、旭川市競争入札参加資格者名簿（旭川市建設工事等入札参加資格者名簿又は旭川市物品購入等入札参加資格名簿）に登録されていること。ただし、当該資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には信用確認のため、次の書類を提出すること。
 - (ア) 法人にあつては登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）
 - ※3か月以内のもの
 - (イ) 個人にあつては身分証明書
 - ※3か月以内のもの
 - (ウ) 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
 - ※直近1事業年度分
 - (エ) 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））
 - ※3か月以内のもの
- キ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ク 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和5年6月12日から令和5年7月3日まで

(2) 交付方法

旭川市公式ホームページからダウンロードにより交付する。

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限

令和5年7月3日（月）午後5時00分

イ 提出場所

1 契約担当部局に同じ。

ウ 提出方法

持参，又は郵送によること。郵送の場合は提出期限内必着とし，配送状況が確認できる手段で郵送すること。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い，確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に，企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は，次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限

令和5年8月8日（火）午後5時00分

イ 提出場所

1 契約担当部局に同じ。

ウ 提出方法

持参，又は郵送によること。郵送の場合は提出期限内必着とし，配送状況が確認できる手段で郵送すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した者は，その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された，提出期日，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 特定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務に係る公募型プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について詳細協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6に定める失格事項のいずれかに該当することが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。

なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、本市は一切の損害を負担しない。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

年1回の均等払いとする。ただし、実際の支払回数や時期等は、本市と事業者との協議による。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務に係る公募型プロポーザル実施要領等による。